

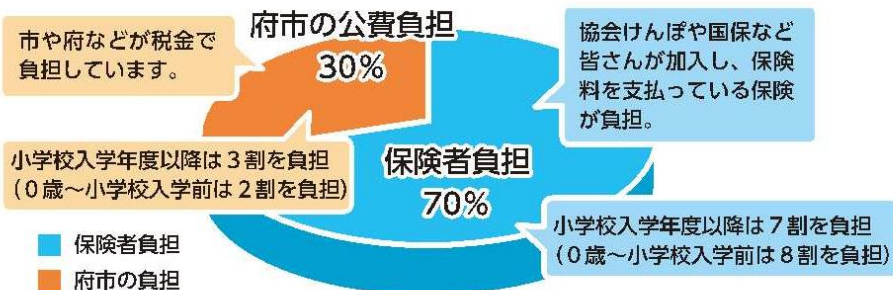
こどもの医療費

窓口での負担はないですが：
上手に使って制度を守ろう



写真は乳幼児 4 か月検診

こどもの医療費のしくみ



府内で最も手厚いこども医療費助成

亀岡市では、健やかに子どもを産み、育てる環境づくりのため、こども医療費助成を充実させています。かつては、受診時に一部負担金を支払ったり、後日市役所に償還払いの手続きをする必要がありました。昨年の9月から、子どもファースト宣言に基づくこども医療費

助成制度拡充により、原則、窓口での支払いはなくなりました。対象も中学生までから高校生年代の18歳までに拡大しました。現在では、京都府内で最もこども医療費助成が充実している市町村の一つとなっています。

こども医療費助成制度を守ろう

日本では、国民のすべてが公的医療保険に加入する「国民皆保険制度」により国民の命と健康が支えられています。保険料を出し合うなど、みんなで支え合う制度で、少ない負担で高度な医療が受けられます。この制度を支えるため、被保険者や事業主などが払う保険料などのほか、国や市町村からの税金が投入されています。

本市では、「こどもの医療費無償化」を進めています。が、自己負担なしで診療を受けられるため、医療費が全く無償であるかのように勘違いをしてしまうかもしれません。もちろん実際は、加入する健康保険の保険料や事業主の負担のほか、市や府、国からの税金でまかなわれています。

保険者が負担する医療費の主な財源は保険料です。市や府が支払う分の財源は、もちろん税金です。窓口負担がないからと気軽に受診していると、医療費がどんどん膨らむことになり、加入する保険の「保険料の引き上げ」や市や府の財政を圧迫することにつながりかねません。こうならないためにも、各自が医療費のしくみを理解して、上手に医療機関を利用していきたいでしょう。

上手に医療機関を利用しましょう

休日や夜間は適正な受診を

休日や夜間に受診しようとするときには、平日の診療時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

夜間など、子どもの症状への対処や病院の受診の判断に迷ったとき

#8000 こども医療でんわ相談

突然の病気やケガで、救急車を呼ぶか病院に行くか迷ったとき

#7119 ※特集2～3ページ参照

かかりつけ医を持ちましょう